

質 疑 書

令和 年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

[illegible]

【注】

- 1 質疑書の提出期間、回答の期限
(1) 質疑書の提出期間：令和7年11月13日（木）から令和7年12月10日（水）まで
(2) 回答の期限：令和7年12月23日（火）まで
- 2 全業者へ、FAX送信により、回答することを原則とします。
- 3 質疑書は、持参又はFAX（075-703-5119）により、京都府立大学事務局総務課経理係へ提出してください。郵送は認めない。
- 4 質疑事項は、明瞭・簡潔に記載してください。
- 5 質疑事項のない場合には、提出する必要はありません。
期限までに提出のない場合は、質疑事項がないものとして取り扱います。
- 6 質疑事項がない場合は回答しません。
- 7 入札、契約手続き等の事務的な事項に関する質問については、総務課経理係において、口頭で答えることとします。